

2008年6月4日

地方公務員災害補償基金

高知県支部長 尾崎 正直 様

全日本自治団体労働組合高知県本部  
中央執行委員長 折田 晃一

高知自治体労働組合総連合  
執行委員長 筒井 敬二

高知県教職員組合  
執行委員長 宮地 崇夫

高知教職員組合  
中央執行委員長 大崎 哲

地方公務員災害補償法「改正案」における不服審査の中央への一段階化に反対し、  
制度の改善を求める緊急申し入れ

平素、地方公務員の生活の安定と福祉の向上のため、ご尽力されていらっしゃいますことに敬意を表します。

さて、今般、第169通常国会において、「簡易迅速な救済の確保」のために「審理の一段階化」をはかる行政不服審査法「改正案」が国会に上程されました。あわせて労働保険審査官及び労働保険審査会法の「改正案」、地方公務員災害補償法の「改正案」等も同時に上程され、労働災害、公務災害の不服審査の「中央への一段階化」がはかられようとしています。しかしながら、このたびの「改正」は、不服申請者の権利をいっそう大幅に制限し、これまでの制度の大幅な改悪につながるものとして、私ども公務員労働組合は、当事者として強い懸念を持つものです。

現在、公務災害認定における被災者・遺族の救済は、きわめて困難な状況にあります。過労死、過労自殺などでは、地方公務員災害補償基金支部で「業務上」「公務上」の認定とされることは少なく、しかも救済される被災者・遺族は、基金本部審査会でも9%前後と極めて少数となっています。したがって、行政を相手取った裁判で勝利する以外に救済の道は残されていないのが実情ですが、長い歳月と多くの負担を覚悟しなければなりません。

地方公務員災害補償法「改正案」では、今日、約30%の申請者を救済している都道府県段階の支部審査会が廃止され、救済率の低い基金本部審査会に一段階化されますが、申請者にとっては、審査機関が遠くなり口頭意見陳述時間の削減なども予想され、適正な審査が行われなくなり、その結果として申請者の権利が大きく侵害されるおそれがあります。

私たちは、現状において多くの問題点を抱えた基金本部審査会など不服審査の実態をふまえ、

不服申請者の「より迅速な救済」がはかられるよう制度の改善を求め、下記の事項をお願いする次第です。

つきましては、地方公務員災害補償法の目的に照らして、公務員制度の一環としての公務災害補償制度の改善のため、貴職におかれましても、基金本部並びに関係機関に対し、強く働きかけてくださいますよう申し入れます。

## 記

1. 地方公務員災害補償法「改正案」は廃案とすること。
  
2. 不服審査制度は請求者の意見陳述等を十分に保障し、調査、審議も十分に行う第三者性を確保した審査機関で公平に迅速に行うものとするため、以下の内容を実現すること。
  - ① 審査の中央への一段階化は行わず、都道府県段階の支部審査会を廃止しないこと。
  - ② 口頭意見陳述における処分庁が出席しての対審審理に当たっては、請求人が納得できるだけの質問権を保障するなど、対審構造を充実した制度とすること。
  - ③ 基金本部審査会に不服審査請求して3か月以上を経ないと行政訴訟が提訴できない不服審査前置制度を廃止し、不服審査請求のどの段階においても請求人が行政訴訟を提訴できるようにすること。
  - ④ 不服審査請求人に認定調査での調査内容・記録等の閲覧および複写を保障し、請求人が原処分庁の見解を確認し、その争点を明確に知った上で審査請求ができるようにすること。
  - ⑤ 標準審査期間を明示すること。

以上